



# 茨城県報

第 1 5 1 4 号

平成15年10月30日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) .....	2
茨城県と畜場法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) .....	2

### 告 示

公園事業の一部決定 (環境政策課) .....	19
救急医療協力医療機関の指定取消し (医療整備課) .....	19
指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課) .....	19
大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課) .....	20
大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) .....	21
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (商業流通課) .....	22
木材業者等の登録 (林政課) .....	25
保安林の指定の予定 (2件) (林業課) .....	25
保安林の指定の予定についての告示の廃止 (林業課) .....	26
共同漁業の免許 (漁政課) .....	26
換地計画の決定 (農地整備課) .....	27
土地改良事業の適当決定 (4件) (土地改良事務所) .....	27
土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所) .....	29

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課) .....	29
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) .....	30
開発行為の工事完了 (5件) (建築指導課) .....	31
道路の位置の指定 (建築指導課) .....	32
軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所) .....	32
落札者等の公示 (3件) (下水道事務所) .....	32

### ( 監 査 委 員 )

定期監査の公表.....	34
財政的援助団体等の監査の公表.....	38

---

## 規 則

---

### 茨城県規則第75号

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則

茨城県行政組織規則（昭和42年茨城県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第158条第6項」を「第158条第1項」に改める。

別表第2 土木部の部河川課（ダム砂防室）の項第1号中「水資源開発公団事業」を「独立行政法人水資源機構が行う事業」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

### 茨城県規則第76号

茨城県と畜場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

茨城県と畜場法施行細則（昭和29年茨城県規則第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県と畜場法施行細則

第1条中「と畜場法」を「と畜場法」に、「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

第2条中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第2条の2中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改める。

第3条中「第4条第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（と畜場衛生管理責任者の届出）

第3条の2 法第7条第6項の規定による届出は、と畜場衛生管理責任者配置（変更）届（様式第2号の2）によるものとする。

（と畜場作業衛生責任者の届出）

第3条の3 法第10条第2項において準用する法第7条第6項の規定による届出は、と畜場作業衛生責任者配置（変更）届（様式第2号の3）によるものとする。

第4条の見出し中「と殺」を「とさつ」に改め、同条中「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「と殺解体料の」を「とさつ解体料の」に、「と畜場使用料（と殺解体料）認可（変更認可）申請書」を「と畜場使用料（とさつ解体料）認可（変更認可）申請書」に改める。

第5条の見出し中「と殺」を「とさつ」に改め、同条中「第9条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に、「と殺を」を「とさつを」に、「自家用と殺届」を「自家用とさつ届」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（牛の皮のと畜場外への持出し許可の申請）

第5条の2 令第5条第1項第1号の規定による許可を受けようとする者は、牛の皮のと畜場外への持出し許可申請

書 (様式第 5 号) を知事に提出しなければならない。

(牛の卵巣のと畜場外への持出し許可の申請)

第 5 条の 3 令第 5 条第 1 項第 2 号の規定による許可を受けようとする者は、牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書 (様式第 6 号) を知事に提出しなければならない。

(獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可の申請)

第 5 条の 4 令第 5 条第 1 項第 3 号の規定による許可を受けようとする者は、獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書 (様式第 7 号) を知事に提出しなければならない。

第 6 条中「第 4 条」を「第 7 条」に、「様式第 5 号」を「様式第 8 号」に改める。

第 7 条中「と畜場法施行規則」を「と畜場法施行規則」に改める。

様式第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条)

## と畜場設置許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日生

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場の設置の許可を受けたいので、と畜場法第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり許可を申請します。

|                                             |             |  |  |  |
|---------------------------------------------|-------------|--|--|--|
| と畜場の名称                                      |             |  |  |  |
| と畜場の所在地                                     | (電話番号 - - ) |  |  |  |
| 一般と畜場, 簡易と畜場の区別                             |             |  |  |  |
| 処理する獣畜の種類                                   |             |  |  |  |
| 1 日当たりの頭数                                   |             |  |  |  |
| 当該と畜場において食肉の取引を行おうとする場合は、その概要               |             |  |  |  |
| 添付書類                                        |             |  |  |  |
| 1 法人にあつては定款又は寄附行為の写し                        |             |  |  |  |
| 2 と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規程又はこれに準ずる事項を記載した書類 |             |  |  |  |
| 3 と畜場の周囲200メートル以内の見取図                       |             |  |  |  |
| 4 と畜場の構造仕様書, 工事設計書及び施設設備の配置図                |             |  |  |  |
| 5 設備, 器具等の名称及び個数                            |             |  |  |  |
| 6 水道水以外の水を使用する場合は, 水質検査成績書の写し               |             |  |  |  |

様式第 2 号 (第 2 条の 2)

と畜場の構造設備等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟

年 月 日生

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場の構造設備等を変更したいので、と畜場法第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

|        |  |
|--------|--|
| と畜場の名称 |  |
|--------|--|

|         |             |
|---------|-------------|
| と畜場の所在地 | (電話番号 - - ) |
|---------|-------------|

|       |  |               |  |
|-------|--|---------------|--|
| 変更の理由 |  | 変更予定<br>年 月 日 |  |
|-------|--|---------------|--|

| 変更事項 |  | 変更前 |  |
|------|--|-----|--|
|      |  | 変更後 |  |
|      |  | 変更前 |  |
|      |  | 変更後 |  |
|      |  | 変更前 |  |
|      |  | 変更後 |  |
|      |  | 変更前 |  |
|      |  | 変更後 |  |

添付書類

構造設備を変更しようとする場合は、その構造仕様書及び工事設計書

様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 3 条の 2)

と畜場衛生管理責任者配置 (変更) 届

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

衛生管理責任者を配置 (変更) したので、と畜場法第 7 条第 6 項の規定により、次のとおり届け出ます。

|               |  |                   |  |     |  |
|---------------|--|-------------------|--|-----|--|
| と 畜 場 の 名 称   |  |                   |  |     |  |
| と 畜 場 の 所 在 地 |  |                   |  |     |  |
| 氏 名           |  | 生年月日              |  | 資 格 |  |
| 住 所           |  | 配 置 ( 解 任 ) 年 月 日 |  |     |  |
| 氏 名           |  | 生年月日              |  | 資 格 |  |
| 住 所           |  | 配 置 ( 解 任 ) 年 月 日 |  |     |  |
| 氏 名           |  | 生年月日              |  | 資 格 |  |
| 住 所           |  | 配 置 ( 解 任 ) 年 月 日 |  |     |  |

備 考

資格の欄には、と畜場法第 7 条第 5 項各号に掲げる資格を記載してください。

添付書類

衛生管理責任者の資格を証する書面の写し

様式第 2 号の 3 (第 3 条の 3)

と畜場作業衛生責任者配置 (変更) 届

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

作業衛生責任者を配置 (変更) したので、と畜場法第10条第 2 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定により、次のとおり届け出ます。

|               |  |                   |  |     |  |
|---------------|--|-------------------|--|-----|--|
| と 畜 場 の 名 称   |  |                   |  |     |  |
| と 畜 場 の 所 在 地 |  |                   |  |     |  |
| 氏 名           |  | 生年月日              |  | 資 格 |  |
| 住 所           |  | 配 置 ( 解 任 ) 年 月 日 |  |     |  |
| 氏 名           |  | 生年月日              |  | 資 格 |  |
| 住 所           |  | 配 置 ( 解 任 ) 年 月 日 |  |     |  |
| 氏 名           |  | 生年月日              |  | 資 格 |  |
| 住 所           |  | 配 置 ( 解 任 ) 年 月 日 |  |     |  |

備 考

資格の欄には、と畜場法第10条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項各号に掲げる資格を記載してください。

添付書類

作業衛生責任者の資格を証する書面の写し

様式第 3 号から第 5 号までを次のように改める。

様式第 3 号 (第 4 条)

と畜場使用料 (とさつ解体料) 認可 (変更認可) 申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊟

年 月 日生

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法第12条第 1 項の規定によると畜場使用料 (とさつ解体料) の認可 (変更認可) を受けたいので、次のとおり申請します。

|         |             |
|---------|-------------|
| と畜場の名称  |             |
| と畜場の所在地 | (電話番号 - - ) |

認可 (変更認可) を受けようとする と畜場使用料又はとさつ解体料

| 獣畜<br>区分 | 牛 | 馬 | 生 後 1 年<br>未 満 の 牛 | 豚 | め ん 羊 | 山 羊 |
|----------|---|---|--------------------|---|-------|-----|
| と畜場使用料   |   |   |                    |   |       |     |
| とさつ解体料   |   |   |                    |   |       |     |

現行のと畜場使用料又はとさつ解体料

| 獣畜<br>区分 | 牛 | 馬 | 生 後 1 年<br>未 満 の 牛 | 豚 | め ん 羊 | 山 羊 |
|----------|---|---|--------------------|---|-------|-----|
| と畜場使用料   |   |   |                    |   |       |     |
| とさつ解体料   |   |   |                    |   |       |     |

|               |       |
|---------------|-------|
| 変更の理由         |       |
| 徴収開始予定<br>年月日 | 年 月 日 |

添付書類

- 1 法人にあつては、定款又は寄付行為の写し
- 2 申請額による収支予算書及び前年度の収支決算書 (又はこれに代わるもの) その他参考になるべき資料

注意 現行のと畜場使用料又はとさつ解体料の欄及び変更の理由の欄は、変更認可を受けようとする場合に限り記載してください。

様式第 4 号 (第 5 条)

## 自家用とさつ届

|                                                                             |                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|                                                                             | 年 月 日                                   |
| 茨城県知事 殿                                                                     |                                         |
| 届出者 住 所                                                                     |                                         |
| 氏 名                                                                         | (印)                                     |
|                                                                             | 年 月 日生                                  |
|                                                                             | 〔 法人にあつては、その名称、主たる<br>事務所の所在地及び代表者の氏名 〕 |
|                                                                             | 職 業                                     |
| <p>主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獣畜をとさつしたいので、と畜場法第13条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。</p> |                                         |

|                                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| とさつしようとする年月日時                             |  |
| とさつしようとする場所及びその周囲の概要                      |  |
| とさつしようとする獣畜の種類、性別、年齢 (不明のときは、推定年齢)、特徴及び重量 |  |
| 食用に供しようとする者の範囲                            |  |
| 自己及び同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その旨及び量          |  |

## 様式第 5 号 (第 5 条の 2)

## 牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定による牛の皮のと畜場外への持出しの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                                                                                           |                         |            |         |                   |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------|---------|-------------------|--|
| と畜場の名称                                                                                    |                         |            |         |                   |  |
| と畜場の所在地                                                                                   | (電話番号 - - )             |            |         |                   |  |
| 牛の皮の持出しの目的                                                                                |                         |            |         |                   |  |
| 牛の皮の持出しを行う期間                                                                              | 年 月 日から                 |            | 年 月 日まで |                   |  |
| 牛の皮の持出しを行う者の氏名及び住所<br>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)                                          | 1日当たりの<br>の持出し数量<br>の上限 | 個体識別<br>方法 | 運搬方法    | 落下及び紛失防止措置<br>の内容 |  |
| (電話番号 - - )                                                                               |                         |            |         |                   |  |
| (電話番号 - - )                                                                               |                         |            |         |                   |  |
| 牛の皮の保存を行う者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)                                              | 保存施設の名称及び所在地            |            |         | 1日当たりの保存<br>可能量   |  |
| (電話番号 - - )                                                                               | (電話番号 - - )             |            |         |                   |  |
| (電話番号 - - )                                                                               | (電話番号 - - )             |            |         |                   |  |
| そ の 他                                                                                     |                         |            |         |                   |  |
| 添付書類                                                                                      |                         |            |         |                   |  |
| 1 持ち出された牛の皮の保存を行う施設が、化製場等に関する法律第 1 条第 2 項に規定する化製場又は同法第 8 条に規定する獣畜の皮の貯蔵施設であることを証する書面又はその写し |                         |            |         |                   |  |
| 2 運搬経路を示す図面                                                                               |                         |            |         |                   |  |

様式第 5 号の次に次の 3 様式を加える。

## 様式第 6 号 (第 5 条の 3)

## 牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

|                                                                  |                |                                          |         |               |       |
|------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------|---------|---------------|-------|
|                                                                  |                |                                          |         |               | 年 月 日 |
| 茨城県知事 殿                                                          |                | 申請者 住 所                                  |         |               |       |
|                                                                  |                | 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> |         |               |       |
| 〔 法人にあつては、その名称、主たる<br>事務所の所在地及び代表者の氏名 〕                          |                |                                          |         |               |       |
| と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 2 号の規定による牛の卵巣のと畜場外への持出しの許可を受けたいので、次のとおり申請します。 |                |                                          |         |               |       |
| と畜場の名称                                                           |                |                                          |         |               |       |
| と畜場の所在地                                                          | (電話番号 - - )    |                                          |         |               |       |
| 牛の卵巣の持出しの目的                                                      |                |                                          |         |               |       |
| 牛の卵巣の持出しを行う期間                                                    | 年 月 日から        |                                          | 年 月 日まで |               |       |
| 牛の卵巣の持出しを行う者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)                   | 1日当たりの持出し数量の上限 | 個体識別方法                                   | 運搬方法    | 落下及び紛失防止措置の内容 |       |
| (電話番号 - - )                                                      |                |                                          |         |               |       |
| (電話番号 - - )                                                      |                |                                          |         |               |       |
| 牛の卵巣の保存を行う者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)                    | 保存施設の名称及び所在地   |                                          |         | 1日当たりの保存可能量   |       |
| (電話番号 - - )                                                      | (電話番号 - - )    |                                          |         |               |       |
| (電話番号 - - )                                                      | (電話番号 - - )    |                                          |         |               |       |
| そ の 他                                                            |                |                                          |         |               |       |
| 添付書類<br>運搬経路を示す図面                                                |                |                                          |         |               |       |

様式第 7 号 (第 5 条の 4)

## 獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住 所

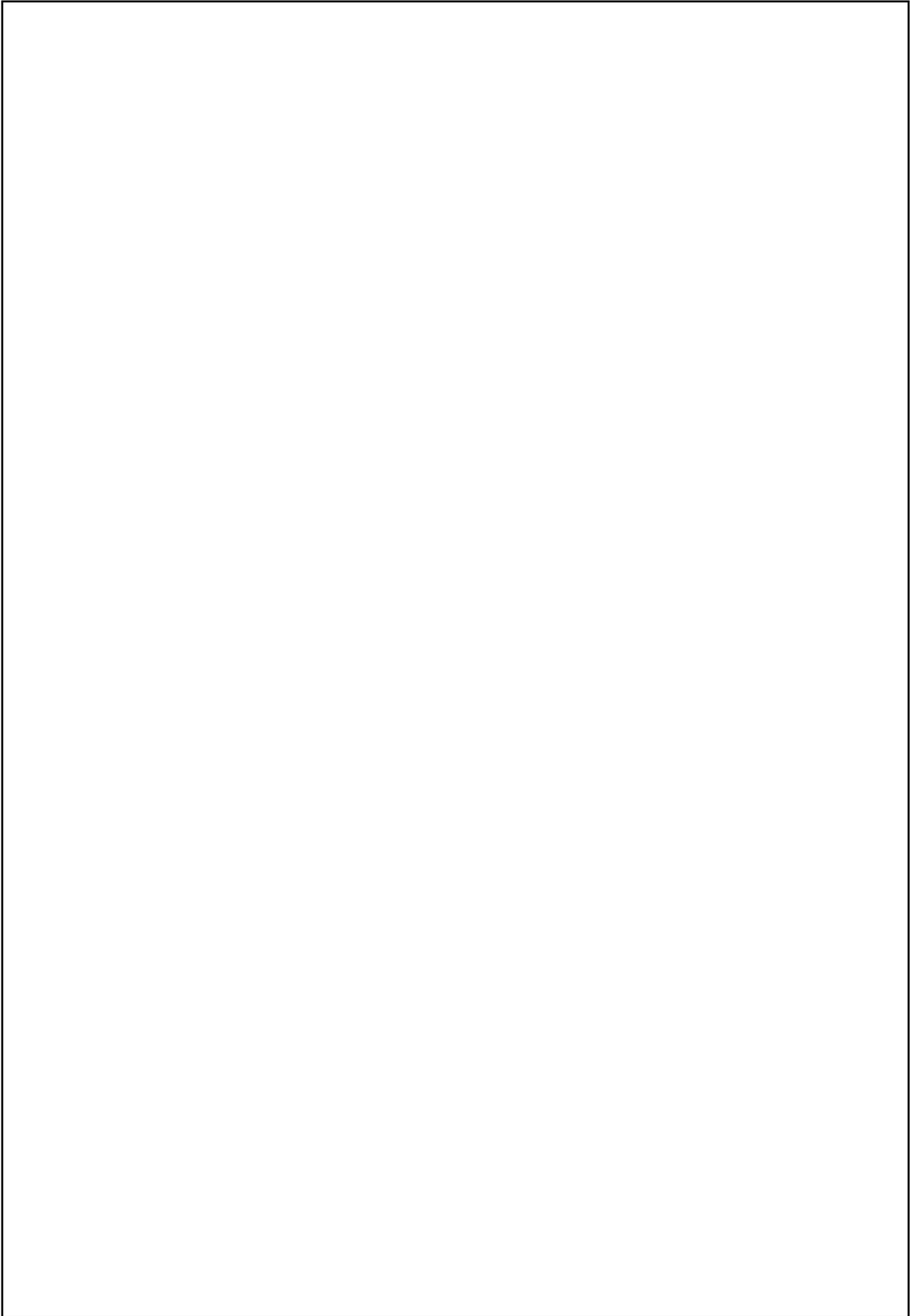
氏 名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 3 号の規定による獣畜の肉等のと畜場外への持出しの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                                                                                 |                |         |               |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------|---------------|
| と畜場の名称                                                                          |                |         |               |
| と畜場の所在地                                                                         | (電話番号 - - )    |         |               |
| 獣畜の肉等の持出しの目的                                                                    |                |         |               |
| 獣畜の肉等の持出しを行う期間                                                                  | 年 月 日から        | 年 月 日まで |               |
| 獣畜の肉等の持出しを行う者の氏名及び住所<br>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)                              | 1日当たりの持出し数量の上限 | 運搬方法    | 落下及び紛失防止措置の内容 |
| (電話番号 - - )                                                                     |                |         |               |
| (電話番号 - - )                                                                     |                |         |               |
| 獣畜の肉等の焼却を行う者の氏名及び住所<br>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)                               | 焼却施設の名称及び所在地   |         |               |
| (電話番号 - - )                                                                     | (電話番号 - - )    |         |               |
| (電話番号 - - )                                                                     | (電話番号 - - )    |         |               |
| そ の 他                                                                           |                |         |               |
| 添付書類                                                                            |                |         |               |
| 1 獣畜の肉等の焼却を行う施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき獣畜の肉等の焼却を適切に行うことができる施設であることを証する書面又はその写し |                |         |               |
| 2 運搬経路を示す図面                                                                     |                |         |               |



と 畜 検 査 申 請 書

No. \_\_\_\_\_

|                                                          |                                                     |    |    |    |    |    |    |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------|-------------|-----------|----------|---------|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| と<br>畜<br>検<br>査<br>手<br>数<br>料                          | 年 月 日                                               |    |    |    |    |    |    |                                            | 検 査 記 録 票                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          | 茨城県知事 殿                                             |    |    |    |    |    |    |                                            | と畜検査年月日 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          | 申請者 住所<br>氏名                                        |    |    |    |    |    |    |                                            | 検査を行つたと畜場の名称 _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          | 年 月 日生                                              |    |    |    |    |    |    |                                            | と畜検査員印                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          | [法人にあつては、その名称、主たる事務所の<br>所在地及び代表者の氏名]               |    |    |    |    |    |    |                                            | <table border="1" style="width:100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table> |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          |                                                     |    |    |    |    |    |    |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          | と畜場法第14条の規定による検査を受けたいので、と畜場法施行令第7条の規定により次のとおり申請します。 |    |    |    |    |    |    |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          | とさつ又は解体しようとする年月日<br>年 月 日                           |    |    |    |    |    |    |                                            | と 畜 検 査 手 数 料                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          | 検査を受けようとする獣畜                                        |    |    |    |    |    |    |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          | 種類                                                  | 性別 | 品種 | 年齢 | 特徴 | 産地 | 病歴 | 動物用医薬品等の使用状況                               | 頭数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 単価 | 金額         | 枝<br>肉<br>量 | 検 査 成 績   |          |         | と畜検査の結果に基づく措置 (頭数) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          |                                                     |    |    |    |    |    |    | 頭                                          | 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 円  | とさつ<br>禁 止 |             | 解体<br>禁 止 | 全部<br>廃棄 | 一 部 廃 棄 |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          |                                                     |    |    |    |    |    |    |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    | kg         |             |           |          | 実頭数     | 疾病別<br>頭 数         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          |                                                     |    |    |    |    |    |    |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          |                                                     |    |    |    |    |    |    |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          |                                                     |    |    |    |    |    |    |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          |                                                     |    |    |    |    |    |    |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| と畜場法第13条第1項第2号<br>又は第3号の規定により、とさ<br>つした獣畜を解体しようとする<br>場合 |                                                     |    |    |    |    |    |    | とさつした日時<br>年 月 日 前 時<br>とさつした場所<br>とさつした理由 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |            |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                          |                                                     |    |    |    |    |    |    |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    | 特記事項       |             |           |          |         |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注意 1 獣畜の「年齢」が不明のときは、推定年齢を記入してください。  
 2 太枠の欄には記入しないでください。  
 3 と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における同法第14条第2項及び第3項の規定による検査に係るものであるときは、と畜場法施行規則第14条第2項各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検査書の添付が必要となります。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1660号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第7条第4項の規定に基づき、水郷筑波国定公園の公園事業の一部を決定したので、同条第6項の規定に基づき、概要を公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、茨城県生活環境部環境政策課及びつくば市役所に備え付けて供覧する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業の種類

展望施設

2 事業地

つくば市筑波地内

茨城県告示第1661号

次の救急医療協力診療所については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称     | 所 在 地       |
|---------|-------------|
| 軽 部 医 院 | 水海道市森下町4547 |

茨城県告示第1662号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

| 介護保険事業所番号  | 事業者の名称              | 事業所の名称             | 事業所の所在地            | サービスの種類 | 変更内容                               | 変更年月日     |
|------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------|------------------------------------|-----------|
| 0874300452 | 有限会社 ピートサービスソリューション | 介護サービスさんわ指定訪問介護事業所 | 茨城県猿島郡三和町尾崎3920 14 | 訪問介護    | 事業所の所在地<br>(旧所在地：茨城県猿島郡三和町諸川606 3) | 平成15年9月1日 |

## 茨城県告示第1663号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山 田 昇

## (2) 住所

群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランドひたちなか店

ひたちなか市稲田1426番1 外

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                 | 代表者氏名 |
|-------------|---------------------|-------|
| 株式会社ヤマダ電機   | 群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11 | 山 田 昇 |

## (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年6月16日

## (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,308m<sup>2</sup>

## (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 172台

イ 駐輪場の収容台数 66台

ウ 荷さばき施設の面積 185m<sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の容量 100m<sup>3</sup>

## (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後9時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時～午後9時

3 届出年月日

平成15年10月15日

茨城県告示第1664号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工分室に到着するよう提出してください。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社エコス

代表取締役 岩 谷 堯

(2) 住所

東京都昭島市中神町1160番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス金沢店

日立市金沢町三丁目347番地

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後8時

(変更後) 開店時刻 午前8時

閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後8時30分

(変更後) 午前7時30分～午前0時30分 (一部午後9時)

(3) 変更する年月日

平成15年10月17日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所               | 代 表 者 氏 名 |
|-------------|-------------------|-----------|
| 株式会社エコス     | 東京都昭島市中神町1160番地 1 | 岩 谷 堯     |

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,040㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 113台  
 (イ) 駐輪場の収容台数 50台  
 (ウ) 荷さばき施設の面積 32㎡  
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 31㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数  
 3箇所  
 (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前3時～午後6時

3 届出年月日

平成15年10月16日

茨城県告示第1665号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立ライフサービス株式会社兔平店  
 日立市城南町3丁目4番1号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第5条第1項）  
 平成15年7月3日

イ 変更しようとする事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 午前10時～午後8時  
 (変更後) 午前9時～午前0時（一部午後8時）  
 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時30分～午後8時30分  
 (変更後) 午前8時30分～午前0時30分（一部午後8時30分）

ウ 届出年月日

平成15年 5 月26日

2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                                                                                                                     | 理 由                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 日立市     | 住宅に隣接する駐車場を中心に来店車両に対しても、表示板等によるアイドリングストップの協力を呼びかけるなど近隣の騒音防止に配慮すること。さらに、住宅に隣接する駐車場No. 1～17の区域については、20時30分以降の使用を差し控えるとともに、駐車場の側溝にあるグレーチングについては、車両が通過するたびに騒音が発生しているのを改善することが望ましい。また、苦情等が生じた場合には、誠意をもって解決に努力すること。 | 騒音の発生防止・緩和及び街並みづくりへの配慮等について、適正な処理を求めるものである。 |
|         | 茨城県景観形成条例による茨城県大規模行為景観形成規準に基づき、延長時間帯における屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮すること。                                                                                                                                            |                                             |

茨城県告示第1666号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立駅前ショッピングタウン

日立市幸町一丁目16番1号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成15年7月14日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（年間110日は午前9時）

閉店時刻 午後8時（年間180日は午後9時）

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分(一部、年間110日は午前8時45分)～午後8時(一部、年間180日は午後9時)

(変更後) 午前8時30分～午後10時30分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時～午後7時

(変更後) 午前6時～午後9時

ウ 届出年月日

平成15年6月27日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                                                                        | 理 由                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 日立市     | <p>駐車場内のグレーチング上を車両が通過するたびに発生する金属音が著しいので改善することが望ましい。また、苦情等が生じた場合には、誠意をもって解決に努力すること。</p> <p>茨城県景観形成条例による茨城県大規模行為景観形成基準に基づき、延長時間帯における屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮すること。</p> | <p>騒音の発生防止・緩和及び街並みづくりへの配慮等について、適正な処理を求めるものである。</p> |

### 茨城県告示第1667号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ田尻店

日立市田尻町3丁目903番1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第2項)

平成15年7月31日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午前0時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分 ~ 午後10時15分

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分 (一部午後10時)

ウ 届出年月日

平成15年 7 月 9 日

2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                              | 理 由                                         |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 日立市     | 荷さばき車両のアイドリング禁止の徹底及び住宅地に隣接する駐車場を中心に来店車両に対しても表示板等によりアイドリングストップの協力を呼びかけるなど近隣の騒音防止に配慮すること。また、苦情等が生じた場合には、誠意をもって解決に努力すること。 | 騒音の発生防止・緩和及び街並みづくりへの配慮等について、適正な処理を求めるものである。 |
|         | 茨城県景観形成条例による茨城県大規模行為景観形成基準に基づき、延長時間帯における屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮すること。                                                     |                                             |

茨城県告示第1668号

茨城県木材業者等登録条例 (昭和36年茨城県条例第 6 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 製材業者登録

| 登録番号 | 登録年月日    | 住 所<br>(所在地)  | 氏 名<br>(代表者氏名) | 商 号<br>(名称) | 営業所又は工場 |       | 業 種                             | 備考 |
|------|----------|---------------|----------------|-------------|---------|-------|---------------------------------|----|
|      |          |               |                |             | 所在地     | 名称    |                                 |    |
| 2172 | 15.10.22 | 東茨城郡内原町有賀1916 | 大縄 良夫          | 大縄林業原木(株)   | 住所に同じ   | 商号に同じ | 販売業<br>木材子<br>ッブ業<br>製材業<br>その他 |    |

茨城県告示第1669号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

高萩市大字大能字小畑久保120, 120の4, 161, 162, 字背戸ノ沢118の1, 字彦左工門久保118の2, 字篠久保119の1, 119の3

2 指定の目的

水源のかん養

### 3 指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び高萩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 茨城県告示第1670号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 指定を予定している森林の所在場所

東茨城郡御前山村大字下伊勢畑字相川シキピ2703，大字檜山字不二山525の1（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

土砂流出の防備

### 3 指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び御前山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 茨城県告示第1671号

平成15年9月1日付け茨城県告示第1346号（保安林の指定の予定）は廃止する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

### 茨城県告示第1672号

茨城海区における共同漁業を漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成15年10月20日付けで次のとおり免許した。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 免許番号 茨共第17号
- 2 漁場計画の公示の際の公示番号 茨共第17号
- 3 漁業権者の住所及び名称

| 漁 業 権 者                  |            | 備 考       |
|--------------------------|------------|-----------|
| 住 所                      | 名 称        |           |
| 茨城県ひたちなか市和田町三丁目11番11号    | 那珂湊漁業協同組合  | 代表者       |
| 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町字東8253番地の10 | 大洗町漁業協同組合  | 鹿島灘漁業協同組合 |
| 茨城県鹿嶋市大字平井字灘2289番地       | 鹿島灘漁業協同組合  |           |
| 茨城県鹿嶋郡波崎町9624番地の5        | 波崎漁業協同組合   |           |
| 茨城県鹿嶋郡波崎町8574番地の3の地先     | 波崎共栄漁業協同組合 |           |
| 千葉県銚子市川口町2丁目6528番地       | 銚子市漁業協同組合  |           |

- 4 免許の内容及び存続期間は、平成15年5月8日付け茨城県告示第725号で公示した内容のとおり。

## 茨城県告示第1673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業沖州地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年10月31日から  
平成15年12月1日まで
- 3 縦覧の場所  
小川町役場  
玉造町役場

## 茨城県告示第1674号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から平成15年9月25日付けで認可申請のあった小坂地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年10月14日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

- 1 縦覧に供する書類  
土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し  
小坂地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年10月31日から

平成15年12月 1 日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県江戸崎土地改良事務所

## 茨城県告示第1675号

龍ヶ崎市長から平成15年 9 月25日付けで協議のあった八代地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成15年10月20日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

## 1 縦覧に供する書類

八代地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年10月31日から

平成15年12月 1 日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県江戸崎土地改良事務所

## 茨城県告示第1676号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から平成15年 9 月30日付けで認可申請のあった上太田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成15年10月20日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

## 1 縦覧に供する書類

土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し

上太田地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年10月31日から

平成15年12月 1 日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県江戸崎土地改良事務所

## 茨城県告示第1677号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から平成15年 9 月30日付けで認可申請のあった岡見結束地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成15年10月20日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

1 縦覧に供する書類

土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し

岡見結束地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年10月31日から

平成15年12月 1 日まで

3 縦覧の場所

茨城県江戸崎土地改良事務所

茨城県告示第1678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営土地改良事業亀作地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成15年10月30日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 庄 司 昭 也

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年12月22日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年10月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 水戸共に育つ会

3 代表者の氏名

谷 中 愛 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市中丸町544番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らすすべての子どもと、子ども達のまわりのすべての人々が、障害をもつ子とかかわることによって、障害をもつ子ともたない子が共に学び、共に育つこと、共育の意義を共有し、障害をもつ子の学校生

活を支援する学校介助員を養成、派遣したり、障害をもつ子ともたない子が共に活動する場を創造して提供するなど、共に育つための環境づくりに関する事業を行う。それにより、どの子ども皆、地域社会の一員としての自覚と誇りを持ち、互いに支え合い、個性を認め合って共に生きることにより喜びと楽しさを実感できる、1人1人の子どもが、ひとりの人間として大切にされる健全な社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

#### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年12月22日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 G I S 総合研究所いばらき

3 代表者の氏名

安 原 一 哉

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市河和田町4471番45号

5 定款に記載された目的

この法人は、G I S（地理情報システム）の活用によるユビキタス情報化社会の構築に向けて、専門的なノウハウを活用した事業を通して、G I Sの普及と地域内地場産業化の促進を図ることで、より良い豊かな茨城づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~

#### 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成15年12月22日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款変更認証申請のあった年月日

平成15年10月22日

2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふじしろ福祉の会

（設立認証：平成13年3月29日、設立：平成13年4月2日）

3 代表者の氏名

遠 藤 俊 夫

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県北相馬郡藤代町大字柵木352番地25

## 5 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化が急速に進む現代社会にあって、藤代町及びその近隣の市民を対象とし、高齢者、障害者、子育てなど困難を抱える家族への福祉サービス活動を通して、健康で安心して暮らしていくことのできる地域づくりをめざし、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂町大字後台字東崎2387番5

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂町大字後台2390番地

助 川 み さ

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡旭村大字造谷字坊地1372番6，同番7，同番9，同番12，同番14，同番28，同番62

## 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡旭村大字造谷1071番地

茨城旭村農業協同組合

代表理事組合長 石 寄 征 夫

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田町大字下稲吉字逆西2633番8，同番122（第2工区）

## 2 事業主の住所及び氏名

栃木県今市市今市1525番地

磯部建設株式会社

代表取締役社長 磯 部 啓 人

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市百合ヶ丘一丁目字岩4808番280

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市田倉4691

大豊商事株式会社

代表取締役 三 谷 章

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市中央四丁目24番10の一部 (第 1 工区)

2 事業主の住所及び氏名

牛久市中央四丁目24 - 5

田 井 昭 一

牛久市中央四丁目24 - 5

田 井 雅 昭

牛久市中央四丁目24 - 1

有限会社アルシェ

代表取締役 田 井 弓 子

道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年10月30日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日       | 申 請 者                                |                     | 道 路 の 位 置                  | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|-------------|--------------------------------------|---------------------|----------------------------|--------------|---------------|
|                  |             | 氏 名                                  | 住 所                 |                            | 幅 員          | 延 長           |
| 北総建指令<br>第 737 号 | 平成15年10月21日 | 有限会社<br>ピアシマモ<br>ト<br>代表取締役<br>嶋本 幸江 | 千葉県松戸市二ツ木<br>1647番地 | 西茨城郡友部町大字鯉<br>淵字十ノ割6261番20 | メートル<br>6.05 | メートル<br>80.00 |

軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成15年10月10日以降無効とする。

平成15年10月30日

茨城県常陸太田県税事務所長 黒 羽 真 之

| 用 途   | 種 類     | 記号及び番号                    | 枚数  | 有 効 期 間                           | 販売業者の所在地及び氏名            |
|-------|---------|---------------------------|-----|-----------------------------------|-------------------------|
| 木材加工業 | 500リットル | I 212674<br>~<br>I 212682 | 9 枚 | 平成15年10月 1 日<br>~<br>平成16年 3 月31日 | 久慈郡里美村徳田327<br>有限会社石井石油 |
|       | 100リットル | G 229917<br>~<br>G 229919 | 3 枚 |                                   |                         |

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年10月30日

茨城県鹿島下水道事務所長 大 山 哲 男

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は  
 随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合  
 には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行っ  
 た日 随意契約による場合にはその理由

重油 (JIS 1種1号) 520kl (予定数量) 茨城県鹿島下水道事務所 茨城県鹿島郡神栖町北浜9番地 15.9.  
 29 橋本産業株式会社 茨城県水戸市笠原町1476番1 26,280円 / kl 一般競争入札 15.9.1

~~~~~

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年10月30日

茨城県那珂久慈流域下水道事務所長 宮 田 喜 久 雄

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は  
 随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合  
 には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行っ  
 た日 随意契約による場合にはその理由

重油 (JIS 1種2号) 500kl (予定数量) 茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163番  
 の8 15.9.26 橋本産業株式会社 茨城県水戸市笠原町1476番1 35,000円 / kl 一般競争入札 15.9.  
 1

~~~~~

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年10月30日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 高 橋 光 義

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は  
 随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合  
 には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行っ  
 た日 随意契約による場合にはその理由

重油 (JIS 1種2号) 450kl (予定数量) 茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号  
 15.9.29 常陽シェル石油販売株式会社 水戸市河和田町3891番地505 26,300円 / kl 一般競争入札 15.  
 9.1

## ( 監 査 委 員 )

## 茨城県監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年10月30日

茨城県監査委員 香 取 衛  
同 市 原 健 一  
同 綿 抜 剛  
同 平 田 公 敏

| 機 関 名                         | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                                               |
|-------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 茨 城 県 日 立 港 湾 事 務 所           | 15. 5. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |
| 茨 城 県 那 珂 久 慈 流 域 下 水 道 事 務 所 | 15. 5. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |
| 茨 城 県 常 陸 那 珂 港 湾 事 務 所       | 15. 5. 27 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                               |
| 茨 城 県 霞 ヶ 浦 流 域 下 水 道 事 務 所   | 15. 5. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |
| 茨 城 県 県 西 流 域 下 水 道 事 務 所     | 15. 5. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |
| 茨 城 県 鹿 島 港 湾 事 務 所           | 15. 5. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |
| 茨 城 県 利 根 流 域 下 水 道 事 務 所     | 15. 5. 30 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                               |
| 茨 城 県 常 陸 太 田 土 地 改 良 事 務 所   | 15. 6. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |
| 茨 城 県 高 萩 土 地 改 良 事 務 所       | 15. 6. 3  | 財務に関する事務の執行は、収入及び支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                           |
| 茨 城 県 大 洗 港 湾 事 務 所           | 15. 6. 3  | 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。<br>マリーナ艇置場の使用許可及び使用料の調定が大幅に遅延したのは適切でない。     |
| 茨 城 県 那 珂 水 系 ダ ム 建 設 事 務 所   | 15. 6. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |
| 茨 城 県 久 慈 水 系 ダ ム 建 設 事 務 所   | 15. 6. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |
| 茨 城 県 水 戸 地 方 福 祉 事 務 所       | 15. 6. 20 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |
| 茨 城 県 自 転 車 競 技 事 務 所         | 15. 6. 24 | 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。<br>公有財産の貸付において、昨年度に引き続き貸付料の調定遅延があったのは適切でない。 |
| 茨 城 県 下 館 保 健 所               | 15. 6. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |
| 茨 城 県 下 館 土 地 改 良 事 務 所       | 15. 6. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                            |

| 機 関 名                                                    | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茨 城 県 境 土 地 改 良 事 務 所                                    | 15. 6. 24 | 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項のほか支出に関する注意事項があった。<br>用水路工事に係る設計積算事務において、残土置き場整形工A=1,492mを過大計上、U字溝布設替工L=86mを未計上のため過小計上するなど、多数の設計上の誤りがあったこと及び管水路工の埋め戻し前に実施すべき中間検査が行われていなかったのは適切でない。 |
| 茨 城 県 企 業 局 県 南 水 道 事 務 所                                | 15. 6. 24 | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                 |
| 茨 城 県 企 業 局 水 質 管 理 セ ン タ ー                              | 15. 6. 24 | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                                                                                                                    |
| 茨 城 県 下 館 地 方 福 祉 事 務 所                                  | 15. 6. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                             |
| 茨 城 県 企 業 局 県 西 水 道 事 務 所                                | 15. 6. 25 | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                                                                                                                    |
| 茨 城 県 水 戸 土 地 改 良 事 務 所                                  | 15. 6. 27 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                |
| 茨 城 県 県 南 都 市 建 設 事 務 所                                  | 15. 6. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                             |
| 茨 城 県 企 業 局 県 中 央 水 道 事 務 所                              | 15. 6. 27 | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                 |
| 茨 城 県 立 中 央 病 院                                          | 15. 7. 3  | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、会計経理に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                                                                                                                  |
| 茨 城 県 立 友 部 病 院                                          | 15. 7. 3  | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、支出及び契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                                                                                                                |
| 茨 城 県 水 戸 保 健 所                                          | 15. 7. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                             |
| 茨 城 県 霞 ヶ 浦 用 水 事 業 推 進 事 務 所                            | 15. 7. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                             |
| 茨 城 県 企 業 局 鹿 行 水 道 事 務 所                                | 15. 7. 8  | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                                                                                                                    |
| 茨 城 県 鹿 島 下 水 道 事 務 所                                    | 15. 7. 14 | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                 |
| 保 健 福 祉 部 医 療 整 備 課<br>( 病 院 事 業 会 計 )                   | 15. 7. 16 | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                 |
| 土 木 部 都 市 局 下 水 道 課<br>( 鹿 島 臨 海 都 市 計 画 下 水 道 事 業 会 計 ) | 15. 7. 16 | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                 |
| 茨 城 県 企 業 局                                              | 15. 7. 16 | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                                                                                                                    |
| 茨 城 県 企 業 局 つ く ば<br>へ り 報 告 管 理 事 務 所                   | 15. 7. 18 | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                 |
| 総 務 部 行 財 政 改 革 ・ 地 方 分 権 推 進 室                          | 15. 7. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                             |
| 茨 城 県 水 戸 土 木 事 務 所                                      | 15. 7. 25 | 財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                |
| 茨 城 県 高 萩 土 木 事 務 所                                      | 15. 7. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                                                             |

| 機 関 名                        | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                     |
|------------------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 茨城県江戸崎土地改良事務所                | 15. 7. 29 | 財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 茨城県土浦土地改良事務所                 | 15. 7. 29 | 財務に関する事務の執行は、予算の執行に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。  |
| 茨城県大宮土木事務所                   | 15. 7. 29 | 財務に関する事務の執行は、収入及び支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県常陸太田土木事務所                 | 15. 7. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨城県大宮土木事務所大子土木事業所            | 15. 7. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨城県土浦土木事務所                   | 15. 7. 29 | 財務に関する事務の執行は、積算に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 茨城県鉾田土地改良事務所                 | 15. 7. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨城県鉾田土木事務所                   | 15. 7. 30 | 財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 茨城県潮来土木事務所                   | 15. 7. 30 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 茨城県県西地方総合事務所                 | 15. 8. 5  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨城県下館土木事務所                   | 15. 8. 5  | 財務に関する事務の執行は、備品の管理に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。  |
| 茨城県石下土木事務所                   | 15. 8. 5  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨城県境土木事務所                    | 15. 8. 5  | 財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 茨城県鹿行地方総合事務所                 | 15. 8. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨城県県南地方総合事務所                 | 15. 8. 6  | 財務に関する事務の執行は、補助金に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。    |
| 総務部 人事課                      | 15. 8. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨城県竜ヶ崎土木事務所                  | 15. 8. 6  | 財務に関する事務の執行は、積算に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 知事公室 広報広聴課                   | 15. 8. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 総務部 市町村課                     | 15. 8. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨城県県北地方総合事務所                 | 15. 8. 20 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 総務部 職員課                      | 15. 8. 20 | 財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 総務部 管財課                      | 15. 8. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 企画部 情報政策課                    | 15. 8. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 企画部 水・土地計画課                  | 15. 8. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 企画部 つくば・ひたちなか整備局<br>ひたちなか整備課 | 15. 8. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |

| 機 関 名                         | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                    |
|-------------------------------|-----------|----------------------------------------------|
| 企画部 つくば・ひたちなか整備局<br>新線沿線整備課   | 15. 8. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 保健福祉部 高齢福祉課                   | 15. 8. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 企画部 地域計画課                     | 15. 8. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 企画部 つくば・ひたちなか整備局<br>新線・つくば調整課 | 15. 8. 27 | 財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。    |
| 企画部 統計課                       | 15. 8. 27 | 財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。    |
| 保健福祉部 厚生指導課                   | 15. 8. 27 | 財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。    |
| 保健福祉部 保健予防課                   | 15. 8. 27 | 財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。    |
| 保健福祉部 児童福祉課                   | 15. 8. 27 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。    |
| 知事公室 女性青少年課                   | 15. 8. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 商工労働部 職業能力開発課                 | 15. 9. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 土木部 用地課                       | 15. 9. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 農林水産部 農業経済課                   | 15. 9. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 生活環境部 環境対策課                   | 15. 9. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 生活環境部 霞ヶ浦対策課                  | 15. 9. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 保健福祉部 医療整備課                   | 15. 9. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 保健福祉部 生活衛生課                   | 15. 9. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 農林水産部 畜産課                     | 15. 9. 24 | 財務に関する事務の執行は、補助金に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。   |
| 農林水産部 園芸流通課                   | 15. 9. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 商工労働部 商業流通課                   | 15. 9. 25 | 財務に関する事務の執行は、現金の出納に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 商工労働部 工業技術課                   | 15. 9. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 土木部 道路維持課                     | 15. 9. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県麻生県税事務所                    | 15. 9. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 生活環境部 国際交流課                   | 15. 9. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 生活環境部 環境政策課                   | 15. 9. 29 | 財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。    |
| 農林水産部 林業課                     | 15. 9. 29 | 財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。    |

| 機 関 名                     | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                 |
|---------------------------|-----------|-------------------------------------------|
| 農 林 水 産 部 漁 政 課           | 15. 9. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 農 林 水 産 部 水 産 振 興 課       | 15. 9. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 農 林 水 産 部 農 地 局 農 村 環 境 課 | 15. 9. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 農 林 水 産 部 林 政 課           | 15. 9. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 農 林 水 産 部 農 地 局 農 地 整 備 課 | 15. 9. 30 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 土 木 部 河 川 課               | 15. 9. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |

## 茨城県監査委員公告第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年10月30日

茨城県監査委員 香 取 衛  
同 市 原 健 一  
同 綿 抜 剛  
同 平 田 公 敏

| 団 体 名                             | 実施年月日     | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                           | 監 査 の 結 果                               |
|-----------------------------------|-----------|--------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 社会福祉法人<br>恩賜財団済生会<br>支部茨城県済生<br>会 | 15. 7. 3  | 平成14年度 | [公の施設管理委託]<br>茨城県立こども病院管理運営委託事業<br>2,871,142,598円   | 公の施設管理委託に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 財団法人 茨城<br>県企業公社                  | 15. 7. 8  | 平成14年度 | 県出資金 30,000,000円<br>(基本金) 40,000,000円               | 出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。       |
| 茨城県産米銘柄<br>化協議会                   | 15. 9. 30 | 平成14年度 | [補助金]<br>平成14年度茨城県産米ブランド化確立<br>対策事業費補助金 24,000,000円 | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。      |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)